



平成 30 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 T P R 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長兼 COO 岸 雅 伸
(コード番号：6463、東証第一部)
問 合 わ せ 先 経 営 企 画 室 長 塚 本 英 貴
TEL. 03-5293-2811

平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書の

提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 対象となる四半期報告書
平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書 (自平成 29 年 10 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)
2. 延長前の提出期限
平成 30 年 2 月 14 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 30 年 3 月 14 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社の連結子会社である株式会社ファルテック(コード：7215 東証第一部、以下「ファルテック」といいます。)は、平成 30 年 1 月 17 日付「不適切な会計処理が行われた疑義の判明及び過年度財務諸表等の訂正に関するお知らせ」(以下「1 月 17 日付開示」といいます。)においてお知らせしておりますとおり、棚卸資産評価及びファルテックの中国の子会社の売上計上について不適切な会計処理が行われていた疑義が判明し、特別調査委員会を設置して事実の解明及び原因の究明を行っております。

また、不適切な会計処理の発覚を受けて実施された平成 29 年 12 月 31 日現在のファルテックの実地棚卸において、実地棚卸数量と帳簿在庫数量の不一致が確認され、実地棚卸数量入力時のデータ改竄の疑義が新たに判明したため、特別調査委員会において追加調査を行っております。

なお、現状想定される影響額は、平成 29 年 12 月 31 日現在総額約 1,400 百万円(棚卸資産評価による過大計上約 640 百万円、中国子会社の売掛金の過大計上約 60 百万円及び実地棚卸においての過大計上約 700 百万円)と推定しておりますが、調査結果によっては変動する可能性があります。

上記の特別調査委員会の調査及びファルテックの影響金額確定作業には引き続き相応の時間が必要であり、かつ、これらの結果により 1 月 17 日付開示でお知らせいたしました過年度決算の訂正期間の範囲が、平成 29 年 3 月期第 1 四半期より広がる可能性があります。これらの結果を踏まえてファルテックにおいて過年度決算の訂正作業を行う必要があります。また、ファルテックの会計監査人による追加的な監査手続に相当な時間が必要であります。このためファルテックは、当該四半期報告書の法定期限内の提出は困難であるとの判断に至り、本日のファルテック臨時取締役会において、提出期限を平成 30 年 3 月 14 日とした四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請を提出することを決議いたしました。

当社は、ファルテックの決算数値の訂正を当社の連結財務諸表に取り込まなければならないため、特別調査委員会の調査及びファルテックの影響金額確定作業の結果を踏まえて、金額的及び質的重要性を勘案した上で、当社の当該第 3 四半期決算に織り込むか、過年度の有価証券報告書等を遡及訂正するか、最終判断を行います。

このような状況であるため、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに当該四半期報告書の提出は困難であるとの判断に至り、本日の当社臨時取締役会において企業内容等の開示に関す

る内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、提出期限を平成30年3月14日とする四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請を提出することを決議いたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上